

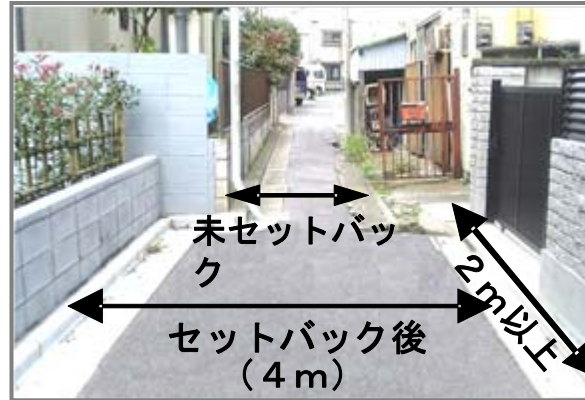
狭あい道路整備等促進事業

本事業は、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体に対して狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等について交付金を交付するものです。

現状と課題

建築基準法における原則

- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接すること。
- 幅員4m未満の道路にのみ接する場合は、道路中心線から2m以上セットバックすること。
(いわゆる2項道路)



いわゆる2項道路については、個別の路線を指定することなく、包括的に条件を示して指定されているものがあり、建築確認におけるトラブルも多く、また、狭あい道路があることにより安全な市街地の形成を阻害している要因となっている。

「狭あい道路」とは？

当事業における「狭あい道路」とは

- ① 建築基準法第42条第2項、第3項の指定を受けた道路
- ② 法上の指定を受けていない通路
例：幅員が4m未満であり、2項又は3項の指定をうけていないもの
- ③ 法上の種別、位置が明確でない道路
例：過去に建築基準法第42条第2項による包括指定された区域内の道路のうち、指定基準に該当するか不明のもの

※都市計画区域外の道路も対象、幅員4m以上で整備が完了している路線は対象外

事業の概要

■ソフト事業（狭あい道路情報整備等事業）

- ・狭あい道路に係る調査・測量に要する費用
- ・狭あい道路に係る分筆・登記に要する費用
(ハード事業と一体的に行う分筆・登記に要する費用はハード事業として行うことが可能)
- ・指定道路図※作成のための調査、データベースの構築・運営費用

※指定道路とは、建築基準法第42条第1項等の規定による指定に係る道路をいい、特定行政庁が指定道路に関して作成した図面を指定道路図とといいます。

■ハード事業（狭あい道路拡幅整備事業）

- ・狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、設計、用地の取得、舗装
- ・狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀等の除去又は移設に要する費用
- ・門、塀等の新設に要する費用

■交付率

ソフト事業	1 / 2	
ハード事業	地方公共団体実施	1 / 2
	民間事業者実施	2 / 3
		(国1 / 3、地方1 / 3)